

◎新潟県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年5月22日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 路線名 県道 新発田紫雲寺線
- 2 供用開始の区間
新発田市稲荷岡字原付790番1から同市稲荷岡字真野原2113番3まで
- 3 供用開始の期日 平成30年5月22日